

パブリックコメントにより提出されたご意見の内容とこれに対する県の考え方

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
1	<p>概要版（案）について</p> <p>「■目標達成のために必要な基本的な施策」と「■戦略プロジェクト」との間のカギ線矢印について、ほとんどの施策が戦略プロジェクトの3つともに紐づいているうえ、線が多すぎて見にくいです。</p> <p>施策の1～3を直接、戦略プロジェクトの◆に紐づけないのであれば、「基本的な方針」と「施策」の間にあるような大きな矢印一つで十分ではないでしょうか。</p>	<p>各施策が3つの戦略プロジェクトに関連していることを表現する意図がありましたが、ご意見のとおり修正いたします。</p>	文章修正等
2	<p>概要版（案）について</p> <p>「■住生活の現状」の「◆持ち家取得方法」について、購入ではない取得方法とは何でしょうか。中古と新築で66%のため、残余の34%についてお聞かせください。（贈与や相続か？）</p>	<p>根拠資料である平成30年住宅・土地統計調査において、持ち家の取得方法は、新築（建替除く）が49%、建替が28%、新築購入が12%、中古購入が5%、相続が3%、その他が4%となっています。その他は、住宅以外の建物を住宅に改造した場合などを指します。</p> <p>なお、この調査は抽出調査のため、合計が合わない場合があります。</p>	その他
3	<p>P3以降の図</p> <p>図の番号は最後に連番を通して付番するということがよろしいでしょうか。図に一般的に振られている番号などがなかったため、確認するものです。</p>	<p>図表については、パブリックコメント実施後の修正において、通し番号を付ける予定です。</p>	その他
4	<p>P6（2）県民所得</p> <p>この後の文章では県内総生産及び県民所得、一人あたり県民所得に言及する記述がなく、この説明・データがどのような意図をもって記載されているのかが不明です。</p> <p>仮に、この代わりに入れるとすれば、P14の、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注釈11の「住宅用配慮者」の推計値 	<p>「第1章 青森県の住宅事情の特性と課題」の「1. 人口・経済情勢」では、県全体の人口の推移や経済状況の推移を示すことを目的として記載していましたが、ご意見を参考に修正します。</p>	文章修正等

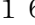
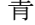
No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・注釈 1 2 の「住宅に困窮する低額所得者」の人数や割合 ・注釈 1 3 の「住宅の用に供することが著しく不適当な住宅」戸数 などではないでしょうか。 意味がないのであれば削除願います。（不要な紙面は、本文書の作成・校正に当たる事務職員の業務効率を低下させます。）		
5	P 8 第 2 段落 1 行目 「高齢者は 現在の住居にそのまま住み続けたいと考える傾向が強い」とありますが、「平成 30 年 住生活総合調査結果」P66 図 35 「家族構成別今後の住み替え意向」をご覧くださいとわかるとおり、単身者を除く家族構成では、高齢者であるかどうかに関わらず、すべて過半数は「できれば住み続けたい」と回答しており、高齢者独自の傾向とはいえません。このため、「単身者を除くあらゆる家族構成で、」住み慣れた住宅、地域で安心して住み続けられることができる住環境の整備が必要といえ、冒頭の表現を改めていただくようお願いします。（そもそも、この段落は不適切ではないか？）	計画本編に掲載している「図 家計主の年齢別の住み替え意向（全国）」は、持ち家世帯に限定して集計したものとなっており、高齢者世帯には持ち家世帯が多いことも踏まえ、この図を採用しています。 なお、図のタイトルを「図 家計主の年齢別持ち家世帯の住み替え意向（全国）」に修正します。	文章修正等
6	P 8 「図 青森県の高齢者世帯の住宅所有形態」 表題が、「高齢者世帯の」とあるため、せめて「主世帯総数」グラフは、一番下に位置付けて、【参考】などと表記をお願いします。また、高齢者世帯と主世帯を比較するのであれば、「単独世帯総数」「夫婦のみ世帯」と、「高齢単独世帯」「高齢夫婦世帯」とを比較するようお願いします。	ご意見を参考に修正します。	文章修正等
7	P 9 (2) 第 3 段落 1 行目 「主世帯」とはどのような世帯でしょうか。P8 を見る限り国勢調査の「主世帯」であるように見えますが、本語句が何を意味するのか、改めてご教示ください。	ここでの根拠資料は住宅・土地統計調査であり、主世帯の定義は「1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合のその世帯」及び「1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯」となっています。	その他

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
8	<p>P 9 (2) 第5段落1行目</p> <p>「子どもの年齢が高くなるにつれて～低くなる傾向に」とありますが、長子18歳以上では増えてきているので、表現を再考願います。（「平成30年住生活総合調査結果（国土交通省住宅局）」で「長子が5歳以下の親と子の世帯は、長子が6歳以上の親と子の世帯より住み替え意向が高く」としており、「高くなるにつれて」としていないのはそのためかと思えます。）</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
9	<p>P 9 (2) 第5段落1行目</p> <p>「令和3年度 出生に関する統計の概況」によれば、第一子の出産年齢が35歳でおおむね8割を超える（長子5歳以下の母親が39歳以下）一方、原案の「図 青森県の世帯主年齢別の世帯数、持ち家率、民間借家率」の持ち家率は、30～39歳で39.2%と半数未満であり、「<u>親と子（長子5歳以下）</u>」と「<u>親と子（長子6歳以上の3区分）</u>」は、<u>標本集団が倍ぐらい異なること、20代で持ち家を購入する層と、40代で持ち家を購入する層は、祖父母等の親族の遺産・支援の度合い、世帯収入の多寡、勤務先の安定度（住宅ローンの申し込みができるかどうか）など、条件が違いすぎることから、比較するのは不相当と考えます。</u></p> <p>参考：「令和3年度 出生に関する統計の概況」P7「図5 出生コーホート別に見た第1子年齢別累積出生率」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo07/dl/01.pdf</p>	<p>ご意見を参考に、該当するグラフ及び文章を削除します。</p>	<p>文章修正等</p>
10	<p>P 9 第6段落3行目</p> <p>重視している項目を挙げているのであれば、重視していない点も挙げてください。 追加例：（第7段落）逆に、高齢者への配慮（段差がない等）、福祉・介護の生活支援サービス」等は重視していない傾向が伺えます。</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
11	<p>P 9 「図 青森県の合計特殊出生率の推移」</p> <p>合計特殊出生率の右側目盛りが横軸線とずれているため、数値がどの程度か間隔が</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>	<p>文章修正等</p>

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
	つかみづらいです。目盛りと軸線を一致させるように、目盛間隔の調整をお願いします。		
12	<p>P10 「図 青森県の子育て世代における子の年齢別の誘導居住面積水準の達成状況（横棒グラフ）」</p> <p>面積水準には、ご存じのとおり住生活基本法第6条に基づき、国の住生活基本計画で定められている「最低居住面積水準」もあり、こちらの早期達成が求められます。（P55 目標2⑤で、平成30年調査時点で2.4%）</p> <p>最低居住面積水準も区分し、「誘導居住面積水準以上」「誘導居住面積水準未達～最低居住面積水準以上」「最低居住面積水準未達」の3区分でグラフを作成していただけないでしょうか。</p>	ご意見を参考に修正します。	文章修正等
13	<p>P10 「図 青森県の子育て世代における誘導居住面積水準の達成状況（円グラフ）」</p> <p>「それ以外の世帯」が9割を占めており、以下のとおり、円グラフを説明した表題となっていません。</p> <p>① 「子育て世代における」にそれ以外の世代が含まれている</p> <p>② 面積水準の達成状況ではない</p> <p>このため、以下のように表題の変更をお願いします。</p> <p>原案：図 青森県の子育て世代における誘導居住面積水準の達成状況</p> <p>変更案：図 青森県の誘導居住面積水準を達成している世帯別割合</p>	ご意見を参考に修正します。	文章修正等
14	<p>P11 「図 青森県の世帯主年齢別の世帯数、持ち家率、民営借家率</p> <p>公営借家を含めた単に「借家率」とせず、「民営借家率」としている理由をお聞かせください。</p>	<p>公営住宅等は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸するものであり、ここでは住宅市場において家賃の支払いが可能な世帯との比較として公営住宅等を除いていましたが、低額所得者が民</p>	文章修正等

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
		間賃貸住宅等に入居している場合もあることから、図を公営借家等も含めた「借家率」に修正します。	
15	<p>P 1 1 「図 世帯別の住み替え・改善意向（全国）」</p> <p>出典元の「平成 30 年住生活総合調査結果（国土交通省住宅局）」P89 の図は、「持ち家世帯」の「今後 5 年以内」の住み替え・改善意向のため、表題は以下のように修正願います。</p> <p>原案：図 世帯別の住み替え・改善意向（全国）</p> <p>変更案：図 持ち家世帯の今後 5 年以内の家族構成別の住み替え・改善意向（全国）</p>	No 9 のご意見を参考に、本図は削除します。	文章修正等
16	<p>P 1 4 ～ 1 6 の 3</p> <p>表題が「住宅確保要配慮者の状況」であるにもかかわらず、配慮者数や、配慮者の状況にほとんど触れておらず、「県内の賃貸住宅の状況」になってしまっています。</p> <p>表題と中身が一致していないので、内容を全面的に見直すか、表題を見直すか、ご検討ください。なお、表題を見直した場合には、配慮者そのものの状況について、別途、分析をお願いします。（公的住宅の在り方に必要な情報のため。）</p>	<p>ご意見を参考に、タイトルを修正します。</p> <p>また、住宅確保要配慮者に関する項目を新たに追加します。</p>	文章修正等
17	<p>P 1 4 の 3（1）第 3 段落</p> <p>第 3 段落、おそらく以下の意図かと思えます（が、それでも読みにくい）。ただし、1 文で複雑なため、ある程度短文にお願いできないでしょうか。</p> <p>整理：また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公的賃貸住宅の供給にあたっては、多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の需給や家賃等の市場の状況等を踏まえること。 ② 市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握すること。 	ご意見を参考に修正します。	文章修正等

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
	<p>③ ②の世帯に対して、それぞれの地域の状況に応じながら公平かつ的確に供給していくことが重要となっています。</p>		
18	<p>P 1 4 の図 凡例の語句をより詳しく記載をお願いいたします。（原案の表記「地優賃」は、注釈 1 4 から類推することになる。「地域優良賃貸住宅」など、本文と対応できるように記載をお願いします。）</p>	<p>ご意見を参考に注釈を付します。</p>	<p>文章修正等</p>
19	<p>P 1 5 の図 凡例の語句をより詳しく記載をお願いいたします。（原案の表記「簡二」は、注釈 1 5 から類推することになる。「簡易耐火 2 階建」など、本文と対応できるように記載をお願いします。）</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
20	<p>P 1 5 の図 データラベルのうち、R2 年の耐火構造の「0」と、簡易耐火 2 階建の「558」とが重なって見にくいので、重ならないように数字の記載位置をずらしてください。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
21	<p>P 1 6 の（2）第 2 段落 2 行目 「公営住宅制度を補完する～住宅セーフティネットの構築」とありますが、公営住宅制度自体が、「～地方公共団体が建設、買取又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅」（P14 の注釈 1 2）とあること、公営住宅制度は民間住宅市場の補完として運営される制度（補完される方が逆）であることから、以下のようにしてはいかがでしょうか。 原案：～<u>空き家を含めた既存ストックの有効活用</u>を図りつつ、<u>公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネット</u>の構築を図る必要があります。 変更案：～<u>公営住宅制度をより重層的な住宅セーフティネット</u>とするため、<u>空き家を含めた既存ストックの有効活用</u>を図る必要があります。</p>	<p>公営住宅制度は、民間賃貸住宅に限らず、持ち家も含め、自力では住宅を確保できない低額所得者へ向けた制度となっています。 近年では、住宅確保要配慮者の増加や地方自治体の財政状況の悪化等を背景に、公営住宅を含む公的賃貸住宅に依存した住宅セーフティネットでは対応に限界があることから、平成 19 年 7 月「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」</p>	<p>その他</p>

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
		<p>(住宅セーフティネット法)が制定されました。</p> <p>住宅セーフティネット法においては、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を円滑に賃借することができるようにするため必要な施策を講ずることとされており、県においても民間賃貸住宅や空き家を含めた既存ストックの有効活用により、重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組んでいきたいと考えています。</p>	
22	<p>P 1 6 の (2) 第 3 段落 1～2 行目</p> <p>主語が途中で入れ替わり、かつ、複数の目的を無理につないでいるように見えるため、以下のようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>整理 住宅に困窮する方が、それぞれの状況に応じた適切な民間賃貸住宅に、入居する。</p> <p>県は、住宅に困窮する方の、それぞれの状況に応じた入居を促進する。</p> <p>県は、適切な民間賃貸住宅への入居を促進する。</p> <p>県は、入居が円滑に進むように工夫する。</p> <p>原案 : また、住宅に困窮する方が、それぞれの状況に応じて適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、～</p> <p>変更案: また、住宅に困窮する方が、それぞれの状況に応じた適切な民間賃貸住宅に円滑に入居できるように、県は、～</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
23	<p>P 1 6 「 青森県の新設住宅戸数の推移」、P17 「 青森県の新設住宅着工件数」</p>	<p>ご意見を参考に、グラフの記載内容を整理します。</p>	<p>文章修正等</p>

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
	<p>両図の出展が同じであり、多少、データに違いがあるものの、ほぼ同じ図のため、整理統合してはいかがでしょうか。（図を別々に記載するほどの違いがなく、本文でもその違いに触れる記述がないため。）</p>		
24	<p>P 1 7 「図 青森県の新設住宅着工件数」 R1, R2 の「持家」「貸家」のデータラベルに、三ケタ区切りを入れてください。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
25	<p>P 1 8 の（2）中古住宅市場・リフォーム市場について 中古住宅市場の活性化を行うとありましたが、具体的な方策や取り組みは考えられていらっしゃるのでしょうか。</p>	<p>具体的な方策等については、「目標 3 健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成」の「（2）良質な既存住宅ストックの流通促進」において記載しており、既存住宅ストックの流通促進を図るため、住宅購入希望者等が専門的・中立的な立場からの情報が得られるための環境整備や良質な住宅市場の構築及び住宅の品質確保を促進することとしています。</p>	<p>その他</p>
26	<p>P 1 8 の（2）第 3 段落 5～6 行目 工事割合の少ないものとして「窓・壁等の断熱・結露防止」を挙げられていますが、もっと少ない「壁・柱・基礎等の補強」を記載しない理由をお聞かせください。</p>	<p>ここでは、断熱性能の向上リフォームに対する関心の低さを示すことを主眼としていたため、「窓・壁等の断熱・結露防止」を記載していましたが、「壁・柱・基礎等の補強」も重要な性能向上リフォームであることから、ご意見を参考に、文章を修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
27	<p>P 1 8 の（2）第 3 段落 5～6 行目 「留まっています。」との末尾について、これらの工事の必要性があったかどうかもわからず、「留まっている」（もっと上がっているべき）という表現とした理由をお聞かせください。（すべての持ち家のうち、増改築・改修工事が必要な住戸がどの</p>	<p>暖かく健康に住むためには、断熱性能を向上させるリフォームが重要と考えています。そのうえで、水回り等の改修に比べ、実</p>	<p>文章修正等</p>

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
	<p>くらいあるのかのデータがないまま、あたかも不十分であるかのような表現を使用するのは不適切。真に増改築・改修工事が必要な住戸が、改修されたかどうかもわからず、意味のない数字です。)</p>	<p>施されていないことを示すためにグラフを作成しています。</p> <p>ご意見のとおり、増改築・改修工事が必要な住宅の数は不明であることから、文章を修正します。</p>	
28	<p>P 1 8 の第 4 段落</p> <p>そもそも、持ち家の耐用年数経過状況はどの程度ですか。</p> <p>P15 のように耐用年数を経過した中古住宅も相当程度予測される (P21 の図の建築時期で、S55 年 (築 42 年) を経過した住戸が全体の約 4 分の 1。簡易耐火 2 階建てが 45 年であることから、公的賃貸住宅の割合に匹敵する可能性がある) ため、耐用年数を経過した住戸や建築法上の既存不適格の住戸を除いて、中古住宅の活用について、ご検討をお願いします。</p>	<p>持ち家 (住宅) の耐用年数には、物理的耐用年数や経済的残存耐用年数等、それぞれの考え方があることから、持ち家 (住宅) の耐用年数経過状況を算出するのは困難です。</p> <p>(参考: 公営住宅は、公営住宅法により構造別の耐用年数が定められています。)</p> <p>なお、県では、住宅履歴情報保管の仕組みづくりやインスペクション・瑕疵保険の活用促進等により、トラブルのない中古住宅市場の環境整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>	その他
29	<p>P 1 8 の表</p> <p>H15, H25, H30 の「戸数」における「中古を購入」の数値に、三ヶタ区切りを入れてください。</p>	ご意見のとおり修正します。	文章修正等
30	<p>P 1 9 の「図 青森県の増改築・改修工事等の状況」</p> <p>棒グラフは、棒の面積部分を比較するグラフのため、下限は 0 (千戸) で修正をお願いします (グラフ作成の基本)。</p>	ご意見を参考に修正します。	文章修正等
31	P 2 0 の (3) 第 1 段落 2~3 行目	ご意見を参考に修正します。	文章修正等

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
	<p>「その他の住宅」には、「現在、老人ホームなどの施設に入居していて誰も住んでいない自宅」も含まれる（使用目的はあるが、居住実態がない）ため、表現を修正してください。</p> <p>参考：平成 30 年住宅・土地統計調査「調査票甲の記入のしかた」 http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/knyukou.pdf</p>		
32	<p>P 3 4 の（3）「住宅関連産業」の視点について</p> <p>出前授業や講習会を実施しているとありますが、そのような座学講習のほかに、実際に住宅に関する仕事を体験できるような取り組みもされていらっしゃるのでしょうか。</p>	<p>県では、青森県住宅リフォーム推進協議会と連携して、子どもたちに住宅ができるまでの過程や住まいづくりに携わる職人の仕事内容を紹介し、すまい職人を目指すきっかけづくりを行う出前授業を「すまい職人きらりアップ体験出前授業」として平成 22 年より実施しています。</p>	その他
33	<p>P 3 5 の（2）高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりについて</p> <p>青森県は高齢者が増えている地域でもあります。その中で介護が必要な高齢者は家族の負担が大きいイメージとしてあります。しかし、公的に供給している高齢者向けの住宅や地域型住宅グリーン化事業補助制度など県が行っていることはたくさんあり、それらの制度の活用促進は地域課題の解決に良い影響を与えるだろうと感じました。</p> <p>なので、それらの制度の情報の周知を多くした方が良いとも思います。</p>	<p>各種制度の活用については、業界団体、消費者に向け、より一層の周知を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、地域型住宅グリーン化事業補助制度は、国が直接行っている事業となります。</p>	その他
34	<p>P 4 8 の④雪に強い住宅市街地の形成促進について</p> <p>高齢者など除雪が困難な方の場合、何か支援は考えられているのか。地域住民やボランティアは、地域によって活動具合が異なるため、活動促進が難しいと思うが、どのように促進に取り組んでいくとお考えでしょうか。</p>	<p>融雪施設設置支援制度や屋根の雪下ろし費用の一部助成、ボランティアによる除雪サービス等、各市町村において様々な取り組みが行われています。</p>	その他

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
		<p>県では、各市町村の取組みの情報共有や県民への周知等、側面的な支援により活動の促進を図っていきたいと考えています。</p>	
35	<p>P 4 8 の④雪に強い住宅市街地の形成促進について</p> <p>住民としては除雪に関して不満があるので、歩道確保のためにも融雪機能付き住宅は重宝されるのでは？</p>	<p>住宅の敷地や歩道等への融雪装置の設置については、設置費用や維持管理費用が高額になることが想定されます。</p> <p>県では「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅ガイドライン」を作成し、敷地内の除雪量を少なくするよう住宅の配置計画や屋根形状に応じた積雪処理方法等について整理しています。</p> <p>今後は、本ガイドラインの普及に努めていきたいと考えています。</p>	その他
36	<p>P 5 5 の成果指標について</p> <p>成果指標の目標値が何を根拠に設定されたのかについての記載があると思う。</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>	文章修正等
37	<p>P 4 4 の（１）社会環境の変化に対応した良質な住宅ストックの形成について</p> <p>「施策を進めるための各種取り組み」において、住宅を社会環境の変化に対応させるのは理解できましたが、健康寿命の延伸や新型感染症対策等の視点で住宅を作ることが具体的に想像できません。具体的な考えがあればこの部分に付け加えてもよいのではないのでしょうか。なければ省いても問題のない部分だと思います。また、お店などの建築物であれば感染症対策の構造もできますが、一般家庭の建築で感染症対策を取り組ませるのは少し無理があるとも思います。</p>	<p>当該頁の「施策を進めるための各種取り組み」やP66「戦略プロジェクト2～『健やか住宅』普及促進プロジェクト」で記載のとおり、住宅の断熱性能の向上は暖かな住宅になるだけでなくヒートショックの防止等、健康寿命の延伸に繋がるものと考えています。</p>	その他

No	ご意見の内容	県の考え方	反映状況
		<p>新型コロナウイルス対策については、既存の換気設備の活用等により対策が可能なこともあり、また、設計にあたっての配慮等については、今後、「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅ガイドライン」を改定し、事業者や県民への周知を考えています。</p>	

以上